

横須賀市におけるプラスチック類の再資源化について

本市では、家庭から排出される「ペットボトル」「容器包装プラスチック」の再資源化については、容器包装リサイクル法に基づき、日本容器包装リサイクル協会（以下、容リ協という）に委託して行っています。

容リ協では、再資源化業者を再資源化の手法も含めた形で、入札により決定していますので、年度によって再資源化業者及び再資源化手法は異なっています。

平成 29 年度の状況については以下の通りです。

1 ペットボトル

- (1) 再資源化業者 : (株)シーピーアール（愛知県海部郡飛島村）
*上期・下期とも同社
- (2) 再資源化手法 : マテリアルリサイクル
- (3) 再資源化製品 : フレーク ⇒ 繊維、シート、フィルム

2 容器包装プラスチック

- (1) 容リ協分 (99%)
 - ① 再資源化業者 : 昭和電工(株)（神奈川県川崎市）
 - ② 再資源化手法 : ケミカルリサイクル ガス化
 - ③ 再資源化製品 : 合成ガス ⇒ アンモニア、ドライアイス
- (2) 独自処理分 (1%)
 - ① 再資源化業者 : 新日鉄住金(株)（千葉県君津市）
 - ② 再資源化手法 : ケミカルリサイクル コークス炉化学原料化
 - ③ 再資源化製品 : コークス炉ガス 40%、炭化水素油 40%、コークス 20%

以上のように、容リ協を通じての再資源化は国内で行われているため、中国の廃プラスチック輸入規制^{*}の直接的な影響はないと考えています。

一方、「ペットボトル」と「容器包装プラスチック」以外のプラスチック製品については、「不燃ごみ」として県外の最終処分場で埋立処分していますが、おおむね一辺の長さが 50 cm を超えるものは「粗大ごみ」として南処理工場で処理しています。

また、使用済小型家電に使用されているプラスチックについては、再資源化業者に売渡し後、国内で再資源化されています。

^{*}「中国の廃プラスチック輸入規制」：中国政府は、2017 年 12 月末に、生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止し、2018 年 12 月末に、工業由来の廃プラスチック、廃電子機器・ケーブル等の輸入を停止する。